

医療費
配偶者医療費 請求書提出の際には下のことにご注意ください

1. 請求書は**1カ月、1医療機関ごと**に提出してください。ただし、次の場合は別々の請求となります。
 - ① ー入院分と外来分
 - ② ー受診医療機関とその処方箋による調剤薬局分（同じ薬局でも処方箋発行医療機関別に請求）
 - ③ ー健康保険制度別（月の途中で加入健康保険が変更になった場合等）
注 ー自己負担額が、本人 1,100 円、配偶者 2,100 円未満の場合は、控除額の範囲内ですので給付が発生しません。
2. 請求書は**診療を受けた月の翌月以降**に提出してください。
3. 請求書提出の際には、請求書の領収書欄を医療機関において記入してもらってください。ただし、医療機関から**健康保険における自己負担額等の内訳が確認できる領収書**をもらっている場合には、その領収書を添付（コピー可）していただきますと、領収書欄の記入は必要ありません。
注 ー領収書を発行している医療機関で請求書の領収書欄に証明をもらいますと、文書料を請求される場合があります。
4. 請求書に医療機関の領収書を添付して提出される場合には次のことにご注意ください。
 - ① 受診者氏名、受診月、医療機関名（診療科）、入院、外来、領収額及び給付の対象となる金額（健康保険による3割の自己負担額。）が**確認（原則としてレシートは不可）**できるもの。
 - ② ー領収書の枚数が多い場合は添付漏れにお気をつけください。
 - ③ ー領収書は請求書の裏面に貼付してください。
5. 院外処方箋による調剤分（病院から処方箋をもらって、外の薬局で薬をもらったとき。）を請求される場合は、請求書の領収書欄または薬局の領収書に、**必ず処方箋を発行した医療機関名**を記入してもらってください。（例・〇〇病院の処方箋による調剤）
6. 次の費用は給付の対象となりませんので、ご了承ください。
 - ① ー差額ベッド料、食事代負担金、人間ドック、予防接種、自費による受診、その他健康保険の適用されないもの。
 - ② ー食事療養費（入院時の食事標準負担額等）
 - ③ ー**70歳**なった月の翌月（1日生まれの方はその月から）以降の**受診分**
7. 請求書は必要に応じて送付いたしますので、コピーしての使用はさけてください。（ホームページからダウンロードし、カラープリントしたものは可。） URL <http://www.kokyogo.jp/>

お問い合わせは ☎ 0 8 8 - 8 2 1 - 4 9 1 7 まで
〒780-0850 高知市丸の内 1-7-52

高知県教育委員会事務局教職員・福利課内 高知県教職員互助会事務局